

平成25年度
農林水産政策科学研究委託事業

公 募 要 領

平成25年6月
農林水産省
農林水産政策研究所

目 次

募集にあたって（ポイントの紹介）	1
1 公募研究課題及び募集期間について	1
2 研究実施までのスケジュール	1
3 応募資格等	1
4 応募の手順	2
5 研究課題採択までの流れ	2
6 審査の視点	2
7 留意事項	2
8 お問い合わせ先	3
平成25年度農林水産政策科学研究委託事業について	4
1 事業の目的	4
2 公募課題	4
3 応募資格等	4
（1）応募資格	4
（2）研究機関等の要件等	5
（3）研究総括者とその要件	5
4 研究の規模	6
（1）研究費及び採択予定課題数	6
（2）研究期間	6
5 応募から研究開始までの流れ	6
6 応募について	6
（1）応募の方法	6
（2）応募書類作成に当たっての留意事項	7
7 研究課題の選定	7
（1）審査の方法及び手順	7
（2）審査基準	8
（3）審査結果の通知等	8
8 契約上支払い対象となる経費	8
（1）委託経費の対象となる経費	8
（2）購入機器等の管理	10
9 研究課題の管理等について	10
（1）委託契約の締結	10
（2）研究成果	11
（3）研究成果等の公表	11

(4) 収益納付について	12
(5) 研究課題の進行管理等	12
(6) 研究課題の評価	13
10 応募に当たってのその他の注意事項	13
(1) 重複応募・重複研究参画について	13
(2) 不合理な重複及び過度の集中の排除について	13
(3) 研究費の不正使用防止について	13
(4) 虚偽の申請に対する対応について	15
(5) 研究活動の不正行為防止について	15
(6) 秘密の保持について	16
別紙1 平成25年度研究テーマの説明	17
別紙2 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募について	20

募集にあたって（ポイントの紹介）

1 公募研究課題及び募集期間について

平成25年度農林水産政策科学研究委託事業の課題提案募集については、以下のとおり行います。

研究課題を公募する研究テーマ	応募受付期間
<p>行政部局からの要請等に基づき、農林水産政策推進上の重要性・緊急性が高く、研究の成果が農林水産政策の企画立案に資するものとして毎年度設定される研究テーマに対応した研究課題を募集します。</p> <p>[平成25年度研究テーマ]</p> <p>①海外における食品廃棄物の発生メカニズムの解明とその削減方策に関する研究</p> <p>②農林水産・食品分野における知的財産の海外流出の実態と経済波及効果に関する研究</p> <p>※研究テーマの詳細については別紙1「平成25年度研究テーマの説明」をご覧ください。</p>	<p>平成25年6月11日(火) ～平成25年7月17日(水) (17:00まで)</p>

2 研究実施までのスケジュール（予定）

平成25年7月下旬～8月中旬	1次（書面）審査
8月中旬～8月下旬	2次（ヒアリング）審査審査対象者課題通知
8月下旬～9月上旬	2次（ヒアリング）審査
9月上旬～9月中旬	採択課題決定
9月中旬～9月下旬	委託契約の締結（研究開始）

3 応募資格等

(1) 応募資格

応募することができる者は、民間企業、技術研究組合、公益又は一般法人、独立行政法人、大学、地方公共団体、NPO法人、協同組合等の法人格を有する研究機関（以下「研究機関等」という。）又はこれらの2以上の研究機関等から構成されるグループ（以下「共同研究グループ」という。）であることが必要です。

(2) 研究総括者及び中核機関

研究課題の応募を行う研究機関等は、所属する研究者の中から当該研究課題の実施に責任を有する研究総括者を選定する必要があります。

また、共同で研究に取り組む場合は、研究推進の中核となる中核機関を選定するとともに、当該中核機関の研究者の中から、研究課題の実施に責任を有する研究総括者を選定する必要があります。

4 応募の手順

研究機関等（共同研究グループの場合は中核機関）は、府省共通研究開発管理システム（以下、「e-Rad」という。）で応募します。

応募にあたっては、事前に府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への研究機関等及び研究者情報の登録が必要となります。登録方法については、ポータルサイト（<http://www.e-rad.go.jp/>）をご参照下さい。

なお、登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをして下さい。

(※) 府省共通研究開発管理システムについて

府省共通研究開発管理システムとは、競争的研究資金制度を中心として、研究管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

5 研究課題採択までの流れ

審査については、次のとおり行います。

(1) 1次（書面）審査

外部専門家等による書面審査の結果をもとに、農林水産政策研究所が2次（ヒアリング）審査の対象課題を選定します。

(2) 2次（ヒアリング）審査

外部専門家等を構成員とする農林水産政策科学研究委託事業研究課題評価委員会においてヒアリングを実施し、これをもとに農林水産政策研究所が審査の上、採択課題を決定します。

6 審査の視点

(1) 政策的観点	<ul style="list-style-type: none">・政策的観点からみた社会的・経済的意義（重要性、緊急性）・政策の企画立案における研究成果の活用の可能性・先行する類似研究の有効活用や費用対効果の面から見た研究計画の妥当性・研究成果の波及性
(2) 科学的観点	<ul style="list-style-type: none">・新規性・先導性等の学術的意義・研究方法、研究体制等、研究計画の効率性・目標の明確性・達成可能性

7 留意事項

(1) 公募型研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除について

応募書類（研究計画書）及び他府省からの情報等により、公募型研究資金の不合理

な重複及び過度の集中が認められた場合には、研究課題の採択を見合わせる場合があります。

(2) 研究費の不正使用防止への対応

本事業で実施する研究課題については、農林水産省が示した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年10月1日付け19農会第706号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知）（http://www.maff.go.jp/primaff/kenkyu/koubo/pdf/kotekikeihi_guideline.pdf）に準じて、研究費の不正使用防止に向けた取組を行っていただくこととなります。

(3) 研究活動の不正行為防止への対応

本事業における研究上の不正行為（捏造、改ざん及び盗用）に対しては、「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知）（http://www.maff.go.jp/primaff/kenkyu/koubo/pdf/fuseikoi_guideline.pdf）が準用されます。

8 お問い合わせ先

研究課題の応募に関しては、公募要領を熟読の上、応募して下さい。

なお、今回の研究課題の募集に関するお問い合わせ先は、下記のとおりです。

<お問い合わせ先一覧>

事業全般に関する問い合わせ先	農林水産政策研究所（委託研究事務局）担当：中山、松井、田端	TEL 03-6737-9046, 9091 午前9:30～午後5:30
府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の操作方法等に関する問い合わせ先	府省共通研究開発管理システム（e-Rad）ヘルプデスク	TEL 0120-066-877 午前9:00～午後6:00

※土曜日、日曜日、祝日を除く

平成25年度農林水産政策科学研究委託事業について

1 事業の目的

本事業は、農林水産省の行政部局の政策研究ニーズによりの確に対応していくことができるよう、従来から行政部局との連携を図りつつ政策研究を実施してきた農林水産政策研究所の関与の下に、大学、シンクタンク等の研究機関の幅広い知見を活用して研究を進めるための新たな枠組みを創設し、科学的・客観的な政策の企画立案に資する政策研究の推進を図ることを目的として実施するものです。

2 公募課題

本事業で公募する研究課題は、行政部局からの要請等に基づき、農林水産政策の推進上、重要性・緊急性が高く、研究の成果が農林水産政策の企画立案に資するものとして設定される研究テーマに対応した課題とします。研究テーマに則した、より具体的な研究課題の提案を募集します。

平成25年度に募集する研究テーマは以下の2つです（詳しくは別紙1「平成25年度研究テーマの説明」をご参照下さい。）。

(1) 海外における食品廃棄物の発生メカニズムの解明とその削減方策に関する研究

(2) 農林水産・食品分野における知的財産の海外流出の実態と経済波及効果に関する研究

本事業では、研究期間終了後に行政施策の企画立案等に活用できる水準の成果をあげることが可能と見込まれる研究で、社会科学系研究を主体的に行う研究課題を公募対象とし、以下のような研究課題は公募の対象とはなりません。仮にこのような課題が応募された場合は、審査の対象から除外されることとなりますのでご注意ください。

- ・主として情報収集を目的とする実態調査・分析等の研究課題
- ・主として自然科学系の実験等手法を活用した研究課題
- ・農林水産政策の企画立案に寄与しない研究課題

なお、応募に当たっては、課題採択の審査において、他府省によるものを含め現在実施中の研究課題との重複の有無も判断材料とすることから、他府省を含む公募型研究資金等に基づく研究課題の実施状況について、各府省のホームページ等により確認して下さい。

3 応募資格等

(1) 応募資格

応募することができる者は、民間企業、技術研究組合、公益又は一般法人、独立行政法人、大学、地方公共団体、NPO法人、協同組合等の法人格を有する研究機関（※）（以下「研究機関等」という。）又はこれらの2以上の研究機関等から構成されるグループ（以下「共同研究グループ」という。）であることが必要です。

共同研究グループを構成する場合にあつては、国からの委託契約における受託者としての一切の契約責任を有し研究推進の中核となる機関（以下「中核機関」という。）と、中核機関からの委託を受ける受託者としての契約責任を有する機関（以下「共同機関」という。）に大別します。

(※) 研究機関とは、法人格を有する者であって、以下の2つの要件を満たす機関を指します。

- ① 研究開発を行うための研究体制、研究員、設備等を有すること。
- ② 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。

(2) 研究機関等の要件等

[研究機関等の要件]

研究機関等（共同研究グループの場合は中核機関。以下同じ。）は、次の要件を満たすことが必要です。

- ・原則として、日本国内の研究開発拠点において研究を実施すること。ただし、国外機関が有する特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から必要と認められる場合は、この限りではありません。
- ・国との委託契約（9（1）「委託契約の締結」を参照）を締結でき、また、共同で研究に取り組む場合は、国との委託契約に準拠した内容で共同機関との研究調査委託契約を締結できること。
- ・知的財産に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。
- ・研究課題を受託できる財政的健全性を有すること。
- ・研究の企画調整及び運営管理を行う能力・体制を有すること。
- ・研究を円滑に実施できる能力・体制を有すること。
- ・研究課題の審査・採択に当たって、見直しが必要とされた事項等に関し、研究計画の見直しを行うこと。

[共同研究グループにおける中核機関の役割]

中核機関には、自ら研究を実施するほか、研究推進のために次の役割が求められます。

- ・研究計画に沿って研究を効率的に進めるため、共同機関との情報交換等適切な進行管理を行うこと。
- ・2年度目に実施される中間評価の結果を踏まえ、研究計画の必要な見直しを行うこと。
- ・研究成果に関し、特許等を取得又は共同機関に取得を促す等、知的財産権の適切な管理に努めること。

※ 共同研究グループを構成する場合にあつては、研究の効果的・効率的な推進を図る観点から、研究課題の構成と参画研究機関の役割分担を明確にするとともに、参画研究機関数は過度に多くならないように配慮して下さい。

(3) 研究総括者とその要件

研究課題の応募を行う研究機関等は、所属する研究者の中から当該研究課題の実施に責任を有する研究の総括者（以下「研究総括者」という。）を選定する必要があります。

また、共同研究グループの場合は、中核機関に所属する研究者の中から研究総括者を選定する必要があります。

[研究総括者の要件]

研究総括者は、次の要件を満たすことが必要です。なお、長期出張により長期間研究が実施できない場合又は異動、定年退職等により研究機関等を離れることが確実である場合には、研究総括者になることを避けて下さい。

- ・原則として研究機関等に常勤的に所属しており、国内に在住していること。
- ・当該研究の遂行に際し、必要かつ十分な時間が確保できること。

- ・当該研究の遂行に必要な高い研究上の見識及び当該研究全体の企画調整・進行管理能力を有していること。

4 研究の規模

(1) 研究費及び採択予定課題数

1 課題当たりの研究費（単年度当たり）は、原則として7百万円～9百万円（間接経費を含む。）程度とします。ただし、適切な研究を進める上で明確な理由があるものは、研究費の妥当性について厳密な評価を行った上で、上記の原則の例外を認める場合があります。具体的な金額については、2次（ヒアリング）審査の結果及び研究実施期間等を考慮し、課題採択とともにお知らせします。

採択する課題数は、2テーマ合わせて3～4課題を予定しています。

(2) 研究期間

研究の実施期間は、1課題につき原則として3年以内とします。

また、研究実施期間中に、研究の進捗状況等について審査する中間評価を実施します。この評価の結果によっては、研究の委託を途中で打ち切る等の措置をとることがあります。

5 応募から研究開始までの流れ

○研究実施までのスケジュール（予定）

応募期間⇒平成25年6月11日（火）～7月17日（水）17：00

7月下旬～8月中旬	1次（書面）審査
8月中旬～8月下旬	2次（ヒアリング）審査審査対象者課題通知
8月下旬～9月上旬	2次（ヒアリング）審査
9月上旬～9月中旬	採択課題決定
9月中旬～9月下旬	委託契約の締結（研究開始）

6 応募について

(1) 応募の方法

応募者は、e-Rad を利用して平成25年7月17日（水）17：00までに電子申請を行って下さい。

e-Rad を利用して応募を行うためには、あらかじめ研究機関等及び研究者情報の登録手続きを行う必要があります。e-Rad を利用した電子申請の方法については、別紙2「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について」をご参照下さい。

郵送、持参、FAX及び電子メールによる提出は受け付けることができませんので、ご注意ください。

【e-Radによる受付期間】

応募受付期間：平成25年6月11日（火）～

平成25年7月17日（水）17：00（厳守）

e-Radの利用可能時間帯

- ・ e-Radの利用可能時間帯：0：00～24：00（土・日、祝祭日も利用可能）
- ・ e-Radのヘルプデスク運用時間：平日9：00～18：00
- ・ e-Radの利用時間及びヘルプデスクの運用時間は、25年6月11日現在。

今後、変更する可能性がありますので、e-Rad ポータルサイトの「システムサービス時間」(<http://61.209.237.101/terms/support/index.html>) をご確認ください

- ※1 共同研究グループによる研究については、共同機関が研究機関コード・研究者番号を取得していない場合であっても、中核機関が当該コード・番号を取得していれば、当該システムへの入力が可能です（この場合、共同研究者の欄へは一切入力を行わないで下さい。後日、農林水産政策研究所が入力します。）。なお、共同機関が研究機関コード・研究者番号を取得していない場合には、中核機関は、公募期間内に共同機関に研究機関コード・研究者番号を取得させた上で、応募様式3（研究実施体制）のデータを電子媒体にして速やかに委託研究事務局まで提出して下さい。
- ※2 申請は、研究機関等の長が行って下さい（申請の際は、システム上で所属研究機関での承認処理が必要です。また、アップロードする応募書類には、研究機関等の長の押印が必要となりますので、押印した応募書類をPDFに変換してアップロードして下さい）。採択後は研究機関等と農林水産政策研究所が委託契約を締結し、以後の経理事務について研究機関等が責任を持って管理することになるため、応募の際には予め経理担当者との連絡調整を十分に行って下さい。
- ※3 締切り日間際は、応募者側のサーバーダウン等のトラブルが万が一発生した場合に、e-Rad へのデータ入力ができなくなることが予想されますので、余裕を持って、早めに（締切りの一週間前程度）データの入力を行って下さい。

（2）応募書類作成に当たっての留意事項

- ・ 応募書類（研究実施計画書）の作成に当たっては「研究実施計画書作成上の留意事項」をご参照下さい。
- ・ 本公募要領に示された様式以外での応募及び応募後の書類等の変更は認められません。
- ・ 提出された応募書類に不備がある場合は、審査対象とならないことがあります。
- ・ 提出された応募書類等は返却いたしません。
- ・ 応募内容に関する秘密は厳守いたします。
- ・ 応募書類受付後1週間は、委託研究事務局より、内容についての確認等の連絡をする場合がありますので、出張の場合は携帯電話の連絡先の周知を図る等、研究総括者に確実に連絡が取れるようにして下さい。

7 研究課題の選定

（1）選定の方法及び手順

1次（書面）審査、2次（ヒアリング）審査を経て、採択課題を決定します。

① 1次（書面）審査

外部専門家等による書面審査の結果をもとに、農林水産政策研究所が、2次（ヒアリング）審査の対象課題を選定します。2次審査の対象となった課題については、研究総括者に直接連絡いたします。

② 2次（ヒアリング）審査

外部専門家等を構成員とする農林水産政策科学研究委託事業研究課題評価委員会を開催し、研究総括者に対するヒアリングを実施し、これをもとに、農林水産政策研究所が採択課題を決定します。ヒアリングの日程については、委託研究事務局より別途

お知らせします。

なお、審査は非公開で行われますが、申請課題の利害関係者は、当該課題の審査からは排除されることになっています。

また、外部専門家等については、採択課題決定まで非公開とします。

(2) 審査基準

審査の項目は以下のとおりです。

①政策的観点

(必要性)

ア 政策的観点から見た社会的・経済的意義（重要性、緊急性）

イ 政策の企画立案における研究成果の活用の可能性

(効率性)

ウ 先行類似研究の有効活用や費用対効果の面から見た研究計画の妥当性

(有効性)

エ 研究成果の波及性

②科学的観点

(必要性)

ア 学術的意義（新規性、先導性）

(効率性)

イ 研究計画の効率性（研究コスト及び費用対効果、研究期間、研究方法、研究体制等）

(有効性)

ウ 目標の明確性・達成可能性

(3) 選定結果の通知等

選定の結果（採択又は不採択の結果）については、採択課題決定後、速やかに研究総括者にお知らせします。

課題の選定の際に見直しが必要とされた事項等については、選定結果の通知の際に、その旨を併せてお知らせしますので、これを踏まえ研究総括者には、必要な研究計画の見直しを行っていただきます。

なお、採択された研究課題については、課題名、研究機関、課題の概要等について、農林水産政策研究所のホームページ等を通じて公表します。

8 契約上支払い対象となる経費

(1) 委託経費の対象となる経費

研究機関等は、国からの委託費として、直接経費、間接経費及び研究調査委託費を、共同機関は、中核機関からの研究調査委託費として、直接経費及び間接経費を計上できます（消費税を含む。）。具体的な内容は、原則として以下の①～③とします。

① 直接経費…研究の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要とする経費

ア 人件費

研究開発に直接従事する研究員等及び研究推進に係るコーディネートをを行う者の人件費（研究推進に係るコーディネートをを行う者の人件費については、中核機関のみ計上可能）。なお、国、あるいは、地方公共団体からの交付金等で常勤職員

の person 費を負擔している法人（地方公共団体を含む）については、常勤職員の person 費は計上できません。

イ 謝金

研究のアドバイザー等に対する謝金。

ウ 研究員等旅費

当該研究機関等に所属する研究員等の調査、連絡等に要する国内外旅費。

エ 委員旅費

研究のアドバイザー等の国内外旅費。

オ 試験研究費

・賃金

委託研究に従事する研究補助者等に係る賃金。

・機械・備品費

原形のまま比較的長期の反復使用に耐え得るもののうち、取得価格が3万円以上の物品の購入経費。

・消耗品費

機械・備品費に該当しない物品。

・雑役務費

単純な分析等の外注費など。

・印刷製本費

報告書、資料等の印刷、製本等に係る経費。

② **間接経費**…研究機関等が研究遂行に関連して間接的に必要とする経費であり、管理部門、研究部門、その他関連事業部門に係る施設の維持運営経費等、研究の実施を支えるための経費であって、直接経費として充当すべきもの以外の経費。直接経費の30%に当たる額を上限として計上できます。

間接経費の執行に当たっては「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成21年3月27日改正）（http://www.maff.go.jp/primaff/kenkyu/koubo/pdf/kansetukeihi_kyotu_sisin.pdf）に基づき、研究機関等の長の責任下で、使途の透明性を確保し、適切な執行を図って下さい。

なお、間接経費の主な使途の例は以下のとおりです。

○管理部門に係る経費

－管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

－管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費

など

○研究部門に係る経費

－共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

－当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の person 費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

－特許関連経費

- －研究棟の整備、維持及び運営経費
- －設備の整備、維持及び運営経費
- －ネットワークの整備、維持及び運営経費
- など
- その他の関連する事業部門に係る経費
 - －研究成果展開事業に係る経費
 - －広報事業に係る経費
 - など

③ 研究調査委託費（中核機関のみ計上可能）…共同機関に対する試験研究の委託に要する経費及び研究推進に係る業務の一部を他の機関に委託するために要する経費。

- ※1 直接経費に計上できるものは、本委託事業の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限り、特に消耗品費を計上する場合は注意が必要です。
- ※2 機械・備品費については、以下の点にご注意下さい。
- ・研究機関等として通常備えるべき機器については対象外です。
 - ・専ら本委託事業を行うために必要であるなどの合理的な理由を説明ができるものに限り対象となります。その場合でも、機器の必要期間を勘案し、リース等で対応することを原則とし、経費が抑えられる場合のみ計上することができます。
 - ・リース等の場合の経費は雑役務費に計上して下さい。
 - ・当該研究機関等が本来営む業務を実施するために整備した機器を委託事業に使用した場合、その機器が破損もしくは劣化等で使用不能となっても当経費での機器の更新は認められません。
- ※3 中核機関が公益法人である場合は、研究調査委託費の総額が委託費総額の5割未満とする必要があります。

(2) 購入機器等の管理

委託事業により研究機関等が取得した物品は、委託事業期間内は研究機関等の所有となり、善良な管理者の注意を持って管理していただくこととなります。委託事業終了後の取り扱いについては、別途、国への返還の要否をお知らせすることにしてあります。本事業の購入物品である旨、管理簿に登録したうえで、物品にシールを貼るなどして明記して下さい。

また、共同機関が取得した物品は、共同機関の所有となり、同様に善良な管理者の注意を持って管理していただくこととなります。試験研究調査委託事業終了後の取り扱いについては、中核機関を通じてお知らせします。

9 研究課題の管理等について

(1) 委託契約の締結

採択された研究課題については、農林水産政策研究所が研究計画の見直しの要否について確認を行った上で、農林水産政策研究所と研究機関等（共同研究グループの場合は中核機関）の長との間で委託契約を締結します。

委託契約の締結に当たっては、以下の点にご留意下さい。

- ① 契約上の要件として、平成25・26・27年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分における資格の取得が必要です。このため、現在この資格のない研究機関等は、平成25年8月中に取得して下さい。

- ・地方公共団体においては、取得する必要はありません。
- ・平成22・23・24年度に有効な資格をお持ちの方も、「更新」の手続きが必要です。
- ・資格の取得に係る詳細な情報については、統一資格審査申請受付サイト (<https://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>) をご参照下さい。

- ② 研究機関等には契約に必要な書類を速やかに提出していただくこととなりますが、書類に不備がある場合や、契約条件が合致しない場合（研究委託条件が合致しない場合を含む。）には、委託契約の締結ができない場合もありますので、採択された場合には、契約書の内容を十分確認して下さい。
- ③ 経費の支払いは、精算払いとなります。
- ④ 委託契約は年度単位となりますので、次年度以降はその都度契約となります。

(2) 研究成果

① 実績報告書

研究を実施した研究機関等の長は、毎年度、委託契約書に基づく実績報告書を委託研究事務局に提出していただきます。

② 研究成果の帰属

委託研究を実施することにより特許権等の知的財産権が発生した場合、以下のア～ウの条件を遵守していただく（遵守に係る確認書を提出していただく）ことを前提条件に、その知的財産権の帰属先を、研究機関等とすることができます。また、中核機関から共同機関への研究調査委託に係る知的財産権の帰属先も、同様の条件により共同機関とする（必要に応じて、中核機関と当該共同機関との間での持ち分を定める）ことができます。詳細については、委託研究事務局にお問い合わせ下さい。

ア 特許権等の知的財産権が発生した場合には、遅滞なく国に報告すること。

イ 国が公共の利益のために、特に必要があるとして要請する場合、国に対し、当該知的財産権を無償で利用する権利を許諾すること。

ウ 当該知的財産権を相当期間活用しておらず、かつ正当な理由がない場合に、国が特に必要があるとして要請するとき、第三者への実施許諾を行うこと。

※1 帰属を受けた知的財産権について、国以外の第三者に譲渡又は実施許諾等を行う場合には、農林水産省の承認が必要です。

※2 上記の※1のほか、本事業の研究成果によって得られた知的財産権については、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」（平成18年5月23日総合科学技術会議（<http://www.jaist.ac.jp/ipcenter/zenbun.pdf>））に基づき、対応することとします。

(3) 研究成果等の公表

本事業の研究成果については、農林水産政策研究所が、研究成果発表会や、冊子等により公表します。その際、研究機関等に協力を求めることがありますのでご承知おき下さい。

また、本事業の研究成果は、政策の企画立案への貢献のみならず、学術面での高い貢献も求められることから、各研究機関等においては、原則としてその研究成果について学会誌(査読付き)への論文投稿を行っていただきます。また、本事業による研究内容及び成果について、学会誌への論文投稿の他、プレスリリース、インターネット、シンポジウム等により公表する場合には、事前に、委託研究事務局に連絡していただ

くこととなります。

なお、公表に当たっては、「農林水産政策科学研究委託事業」を活用して行っているものであることを明示していただきます。

(4) 収益納付について

研究機関等(共同研究グループの場合は中核機関)には、本事業の研究成果による収益状況を本事業が終了した翌年度から起算して5年間、毎事業年度末から90日以内に報告していただきます。報告により、相当の収益が得られたと認められた場合には、以下により、収益の一部に相当する金額を納付していただきます。

- ① 本事業に係る特許権等の譲渡又は実施権の設定により収益が生じた場合の納付額
納付額＝収益額×(委託費の確定額の総額／委託事業に関連して支出された研究費総額)×1／2

※1 式中「収益額」とは、当該特許権等の譲渡又は実施権の設定により生じた収益をいいます。

※2 式中「委託費の確定額の総額」とは、研究課題に必要な経費として委託契約書に基づき確定された各年度における委託費の総額をいいます。

※3 式中「委託事業に関連して支出された研究費総額」とは、委託費の確定額の総額及び当該特許権等を得るために要した委託費以外の技術開発費の合計額をいいます。

- ② 本事業の成果の企業化により収益が生じた場合の納付額
納付額＝収益額×(研究費の確定額の総額／企業化に係る総費用)×企業化利用割合×1／2

※1 式中「収益額」とは、委託事業の成果に係る製品ごとに算出される営業利益をいいます。

※2 式中「企業化に係る総費用」とは、委託費の確定額の総額及び製品の製造に係る設備投資等の費用の合計額をいいます。

※3 式中「企業化利用割合」とは、製品全体の製造原価に占める、委託事業に係る成果物の製造原価の割合をいいます。

(5) 研究課題の進行管理等

- ① プログラムオフィサーを主査とする研究推進チームによる助言・指導

本事業の実施に当たっては、プログラムオフィサー(課題の選定、評価、フォローアップ等の進行管理を行う責任者として農林水産政策研究所の職員の中から農林水産政策研究所長が指名した者)を主査として、農林水産省の職員の中から構成される研究推進チームが研究の進捗状況を把握し、必要に応じ助言・指導等を行います。

- ② 研究推進会議の開催

共同研究グループの場合、中核機関には、毎年度、参画研究機関による研究の推進状況を確認していただくとともに、研究計画の必要な見直しを機動的に行うために、参画研究機関等を参集した研究推進会議を開催していただきます。

また、研究推進会議には、必要に応じ、研究推進チーム等が参画し、研究の推進に関する必要な助言・指導を行います。

- ③ 研究計画書及び研究推進状況の報告

研究課題の実施に当たっては、毎年度、研究計画書及び研究推進状況報告書を提出していただきます。研究の進捗状況によっては、研究費の減額、研究の中止を求めることがあります。

(6) 研究課題の評価

① 中間評価

研究開始2年度目以内に中間評価を実施します。

中間評価の結果によっては研究計画の見直し、研究費の減額、研究の中止を求めることがあります。

② 事後評価

研究実施期間終了後に事後評価を実施します。

10 応募に当たってのその他の注意事項

(1) 重複応募・重複研究参画について

同一の者が研究総括者として2件以上応募することは、差し控えて下さい。

なお、同一の者が研究の分担者として複数の研究課題に参画することは差し支えありませんが、応募書類に記載するエフォート（研究専従率）は正確に算出して下さい。また、研究総括者が異なれば同一機関が複数課題の研究機関等として応募することは可能です。

(2) 不合理な重複及び過度の集中の排除について

① 本事業の応募の際には、他府省を含む他の公募型研究資金等の応募・受入状況（制度名、研究課題名、実施期間、研究費総額、エフォート（研究専従率）等）を応募書類に記載していただきます（様式3の6（他府省を含む公募型研究資金等の応募・受入状況）を参照）。なお、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の採択の取消又は委託契約の解除、委託費の返還等の処分を行うことがあります。

② 課題採択に当たっては、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ（平成24年10月17日改正））（http://www.maff.go.jp/primaff/kenkyu/koubo/pdf/kyosotekisikin_shishin.pdf）に準じ、研究計画書及び他府省からの情報等により、公募型研究資金の不合理な重複及び過度の集中が認められた場合には、研究課題の採択を見合わせる場合があります。

なお、このような課題の存在の有無を確認する目的で、課題採択前に、必要な範囲内で、採択予定課題及び研究計画書の内容の一部（制度名、研究者名、所属機関、研究課題、研究概要、予算額等）を他府省を含む他の公募型研究資金担当部局に情報提供する場合があります。

(3) 研究費の不正使用防止について

① 不正使用防止に向けた取組

農林水産省では、研究費の不正使用防止への対応については、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日総合科学技術会議決定）に則り、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年10月1日付け19農会第706号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知※）を策定しています。これらを遵守して委託プロジェクト研究を実施してください。なお、その実施状況の報告等をしていただくだけでなく、場合によっては体制整備の状況に関する現地調査等を行う場合があります。

すので、ご承知おき下さい。

(※については、http://www.s.affrc.go.jp/docs/project/2013/project_2013_01.htm をご覧下さい。)

② 不正使用等が行われた場合の措置

本事業及び当省の他の事業並びに他府省の事業において、研究費の不正使用又は不正受給（以下「不正使用等」という。）を行ったために、委託費等の全部又は一部を返還した研究者及びこれに共謀した研究者については、以下のとおり、当該研究費を返還した年度の翌年度以降、一定期間、委託プロジェクト研究に係る新規の応募又は継続課題への参加を認めません。

ア 不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的資金※等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者

（ア）個人の利益を得るための私的流用が認められた場合：10年間

（イ）（ア）以外による場合

a 社会的影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断された場合：5年間

b a及びc 以外の場合：2～4年間

c 社会的影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合：1年間

※ 競争的資金とは、第3期科学技術基本計画において定義されている「資源配分主体が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金」のことを指す。

イ 不正受給（偽りその他不正な手段により競争的資金等を受給することをいう。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者：5年間

ウ 不正使用等に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者：不正使用等を行った研究者の応募制限期間の半分（上限は2年間とし、下限は1年間で端数は切り捨てる。）の期間

エ 他省庁を含む他の競争的資金等において不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者並びに善管注意義務※に違反した研究者：当該競争的資金等において応募、参加を制限されることとされた期間と同一の期間

※ 善管注意義務対象者の例：原則、日常的に研究資金の管理を行うことが可能であって、研究実施に当たって管理する立場にある研究者が、競争的資金等の使用・管理状況を把握せず、管理者としての責務を全うしなかった結果、被管理者（その他の研究者）が不正を行った場合等。

上記の措置については、当該不正使用等の概要を公表するとともに、他の事業を所管する国の機関に情報提供いたしますので、他の事業等においても参画が制限される場合があります。

研究費の不正使用等が行われた場合において、その原因の一つとして研究費の不正使用等に関与した研究者等が所属する機関における公的研究費の管理・監視体制が不十分であった場合には、同機関に所属する全ての研究者について、一定期間、委託プ

プロジェクト研究への応募又は参加を認めないこととします。

(4) 虚偽の申請に対する対応について

本事業にかかる申請内容において、虚偽が明らかになった場合、実施課題に関する委託契約を取り消し、委託費の一括返済、損害賠償等を委託先である研究機関等に求める場合があります。

また、これらの不正な手段により本事業から資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者については、上記(3)の②の不正使用を行った場合と同様の措置を取ります。

(5) 研究活動の不正行為防止について

① 不正行為防止に向けた取組

農林水産省では、研究活動の不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用）に関し、「研究上の不正に関する適切な対応について」（平成18年2月28日総合科学技術会議決定）及び「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知※）に則り、農林水産省では、「農林水産省における研究活動の不正行為への対応に関する規程」（平成18年12月15日付け18農会第1148号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知※）を策定しています。委託プロジェクト研究で実施する研究活動には、このガイドライン等が適用されます。各機関においては、ガイドラインに基づいて、研究活動の不正行為に関する告発等を受け付ける窓口の設置や、不正行為に関する告発があった場合に調査委員会を設置し調査を行う等、研究活動の不正行為に対応する適切な体制を整備していただく必要があります。

(※農林水産省の上記ガイドライン及び規程については、http://www.s.affrc.go.jp/docs/project/2013/project_2013_01.htm をご覧下さい。)

② 不正行為が行われた場合の措置

不正行為があったと認定された研究に係る資金の配分を受けた機関に対し、当該研究に配分された研究費の一部又は全部の返還を求める場合があります。

また、不正行為に関与したと認定された者及び不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負うものとして認定された著者に対し、以下のとおり、一定期間、委託プロジェクト研究をはじめとする農林水産省所管の研究資金等への申請を制限する場合があります。

ア 不正行為に関与したと認定された者については、その不正行為の程度により、不正行為と認定された年度の翌年度以降2年から10年

イ 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者については、不正行為と認定された年度の翌年度以降1年から3年

なお、上記の措置の対象となった者の氏名・所属、当該措置の内容、不正行為の内容等を公表するとともに、国費による研究資金を所管する各府省及び農林水産省所管独立行政法人に情報提供しますので、他の事業等においても申請が制限される場合があります。

(6) 秘密の保持について

委託プロジェクト研究に係る応募書類及びe-Radへの登録のために応募者から提出された資料に含まれる個人情報、委託プロジェクト研究の採択の採否の連絡、採択課題に係る契約手続、評価の実施、e-Radを経由した内閣府の「政府研究開発データベース」への情報提供等、農林水産政策研究所が業務のために利用・提供する場合を除き、応募者に無断で使用することはありません（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）。

なお、採択された個々の研究課題に関する情報（研究課題名、研究概要、研究機関名、研究者名、研究実施機関等）は、行政機関が保有する情報として公開されることがあります。

また、研究上の不正行為、研究費の不正使用等を行った研究者等については、国の事業への応募制限のための情報提供を、内閣府その他研究資金を所管する国の機関に行います。以上のことをあらかじめ御了解の上、応募書類への御記入をお願いします。

本公募要領に関するお問い合わせ先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1

中央合同庁舎第4号館

農林水産省農林水産政策研究所（委託研究事務局）

担当：中山、松井、田端

電話：03-6737-9046、9091

FAX：03-6737-9098

ホームページアドレス

<http://www.maff.go.jp/primaff/kenkyu/koubo/index.html>

平成 2 5 年度研究テーマの説明

【研究テーマ 1】

海外における食品廃棄物の発生メカニズムの解明とその削減方策に関する研究

【研究テーマ 1 の目標】

我が国では、平成 24 年 4 月から、食品リサイクル法における食品廃棄物の「発生抑制の目標値」が設定され食品事業者における食品廃棄物の削減に向けた取り組みが強化されるとともに、このような取組を推進していくため、食品廃棄（食品ロス）の原因となっている商習慣（いわゆる 1 / 3 ルール等）の見直しについて、フードチェーン全体での話し合いが進められている。

また、世界的にも、飢餓や長期的な食料需給の不安定性が問題となる中で、世界の食料の生産量の 3 分の 1 にあたる 13 億トンが毎年廃棄されており、食品廃棄物の削減は世界的に大きな課題となっている。こうした中で、EU では 2014 年を「ヨーロッパ反食品廃棄年」と位置づけ、2025 年度までに食品廃棄物を半減に向けて、適切な消費者行動を推進するための啓発、表示や包装の適正化等の取り組みが産官連携して進められるなど、海外でも食品廃棄物の削減に向けた中長期的な取組が進められている。

このため、諸外国における食品廃棄物発生メカニズムを解明するとともに、その削減方策の効果等を分析し、我が国における食品廃棄物の削減方策を提示することを目標とする。

【想定される研究課題の例】

- ① EU、米国、中国等諸外国の食品サプライチェーンにおける食品廃棄物の発生状況の把握及び発生要因（圃場廃棄、商慣習等）の解明と日本との比較
- ② EU、米国等諸外国における食品廃棄物の発生抑制に向けた施策・取組（サプライチェーンでの情報共有等）の効果分析とそれらを踏まえた我が国の今後の方策の検討
- ③ EU、米国等諸外国における消費者行動と食品廃棄（食品ロス）との因果関係の解明と日本との比較

【研究テーマ2】

農林水産・食品分野における知的財産の海外流出の実態と経済波及効果に関する研究

【研究テーマ2の目標】

我が国の農林水産物・食品は、高品質・高付加価値、安全・安心など、農林漁業者、食品産業関係者や、地方公共団体・研究機関を含む関連事業者などの努力や技術、我が国の伝統や文化、消費者の信頼等に支えられ、他国に類を見ない特質・強さを有している。

一方、急速にグローバル化する国際市場に対する我が国の農林水産物・食品の輸出促進や国民が求めるブランド価値の高い農林水産物・食品の供給を実現するためには、生産・加工段階における植物の新品種、技術開発の成果（特許等）の活用、販売段階におけるデザイン（意匠）やネーミング（商標）の工夫等、知的財産を積極的・戦略的に活用し、我が国の農林水産物・食品の特質、優位性の確保やその差別化を図ることが不可欠となっている。

しかしながら、近年、海外における我が国の農林水産物・食品の模倣品等の問題の深刻化や「偽装品の取引の防止に関する協定（ACTA）」の成立（我が国は平成24年12月に締結）等、国内外における知的財産の保護・活用をめぐる情勢が目まぐるしく変化している。

このため、農林水産業・食品分野における我が国及び諸外国の知的財産の他国への流出やその防御方策等の実態を調査分析し、そうした知的財産の流出にともなう経済的効果（損失）を明らかにするとともに、流出ケースや事業者形態別の効果的な防御方策の類型化やその活用による経済的効果の分析等を行い、我が国の農林水産・食品分野の知的財産を積極的・戦略的に活用した輸出促進方策等を示すことを目的とする。

【想定される研究課題の例】

- ① 我が国の農林水産物・食品の知的財産の海外流出の実態把握とそれによる経済的損失の分析及びそれらを踏まえた今後の有効な防御方策の類型化
- ② 諸外国の農林水産物・食品の知的財産の海外流出の防御方策の事例整理とその方策の活用による経済効果分析
- ③ 諸外国における農林水産物・食品の知的財産を積極的・戦略的に活用している成功事例とそれを支える知的財産の防御方策の調査分析及びそれらを踏まえた我が国の今後の方策の類型化
- ④ 我が国の農林水産物・食品の知的財産の利用に係る国際紛争事例の調査分析及び効果的な解決方策や紛争回避方策の類型化

府省共通研究開発管理システム（e-Rad） による応募について

1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（以下、「e-Rad」という。）とは、各府省が所管する競争的研究資金制度を中心として、研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

（1）ポータルサイトへのアクセス方法

e-Radのポータルサイトへアクセスするには、Web ブラウザで「<http://www.e-rad.go.jp/>」にアクセスします。

ポータルサイトでは、本システムに関する最新の情報を掲載しています。

また、本システムへは、ポータルサイトからログインします。

（2）システムの利用時間及び操作方法等に関するお問い合わせ先

システムの利用時間：平日、休日ともに0:00～0:00

ヘルプデスク電話番号：0120-066-877（フリーダイヤル）

ヘルプデスク受付時間：平日9:00～18:00

（平成25年6月11日現在。時間については、今後、変更する可能性がありますので、e-Radのポータルサイト「システムのサービス時間」

<http://61.209.237.101/terms/support/index.html>にて御確認ください。）

2 応募受付期間について

平成25年6月11日（火）～平成25年7月17日（水） 17:00

3 システム利用に当たっての事前準備について

代表機関及び共同研究機関の事務担当者は、ポータルサイトの「システム利用に当たっての事前準備」に従って、研究機関の登録申請及び所属研究者の登録を行います。

（既に登録済みの場合には、申請及び登録を行う必要はありません。）

※ 所属研究者の登録は、本研究を実施する全ての研究者について行います。

※ 研究機関の登録は、通常でも1～2週間程度、混雑具合によってはそれ以上の時間を要する場合がありますので、余裕をもって申請を行ってください。

4 提案書の作成について

（1）応募要領及び申請様式（応募情報ファイル）のダウンロード

提案者は、農林水産省のホームページ又はポータルサイトの「現在募集中の公募一覧」から応募要領及び申請様式（提案書（様式））をダウンロードし、応募要領に従って提案書を作成します。

（2）提案書のPDFファイルの作成

① 提案書の表紙・・・代表者印を押印し、スキャナー等でPDF形式のファイルを作成する。

② 提案書の要約版以下・・・PDFファイルに変換する。

③ ①と②のファイルを結合する。（10MB以内。白黒でも可。）

5 応募情報の登録について

(1) 応募情報の登録の事前準備

システムへの応募情報の入力の際には、次のものを用意します。

- ① システムの「研究者向けマニュアル
(http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/doc/06_ALL.pdf)」及び本資料
- ② 提案書と提案書のPDFファイル
- ③ 各研究者のシステムに登録済みの研究者番号
- ④ 各研究者の平成25(2013)年度の予算額(直接経費(総額)及び一般管理費(総額))

(2) 応募情報の入力手順

応募情報の入力は、代表機関の研究開発責任者がポータルサイトへログインし、応募課題を検索して応募情報を入力します。(共同研究機関の研究実施責任者等に入力をさせることもできます。)

なお、システムの操作手順の詳細は、「研究者向けマニュアル」を御覧ください。

(3) 応募情報の提出及び承認について

応募情報を入力した提案者は、内容に誤りがないことを確認し、応募情報を提出します。正しく提出が行われると、「応募情報を確定しました」というメッセージが表示され、応募課題の情報が研究機関の事務担当者に対して提出されます。

農林水産省へ応募情報を提出するには、代表機関の事務代表者の「承認」が必要です。代表機関の事務代表者による「承認」を応募受付期間中に終わらせないと、農林水産省へ応募情報を提出したことにはなりませんので、十分に御注意ください。

承認については、「研究機関事務代表者向けマニュアル」(<http://61.209.237.101/shozoku/manual/index.html>)を御覧ください。

6 その他

(1) 提出した応募情報の修正等

応募受付期間中であれば、農林水産省へ提出した応募情報を引戻し、修正することができます。この場合、応募受付期間中に修正を終了し、再度応募情報の提出及び代表機関の事務代表者による承認をする必要があります。

応募受付期間終了間際には、ヘルプデスクにつながりにくくなることが予想されます。また、システムは、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。

ポータルサイトの「最新のお知らせ」を御確認のうえ、余裕を持って応募情報の入力等を行ってください。

(2) 応募受付期間終了後の連絡体制

代表機関の研究開発責任者は、応募の内容について農林水産省の担当者から問い合わせを行う場合がありますので、応募受付期間終了後、1週間程度は確実に連絡が取れるようにしてください。

7 補足資料について

民間企業、公益法人又はNPO法人が、中核機関又は共同機関として参画している場

合には、(1) 又は (2) の該当するものを補足資料として提出して下さい。

なお、e-Rad では、ファイル容量の関係等で当該システムに下記の補足資料をアップロードできない場合は、郵送で委託研究事務局に提出して下さい。

(1) 民間企業の場合

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 経歴書（経歴が確認できる会社案内等も可）
<input type="checkbox"/> 最新の決算（営業）報告書 1 年分（又はそれに準じるもの） |
|---|

(2) 公益・一般法人、NPO 法人の場合

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 定款又は寄附行為
<input type="checkbox"/> 最新の決算（営業）報告書 1 年分（又はそれに準じるもの） |
|---|